

○おおた健康プラン推進会議設置要綱

平成23年 7 月13日

23保健発第10519号

改正 平成24年 1 月30日23保健発第11425号

平成25年 4 月10日25保健発第10054号

平成25年 6 月10日25保健発第10485号

平成26年 4 月18日26保健発第10103号

平成27年 4 月20日27健づ発第10122号

平成29年 3 月13日28健づ発第11347号

平成31年 3 月18日30健健発第12244号

令和 8 年 3 月26日 7 健健発第12171号

(設置)

第1条 大田区における健康施策全般の行動計画である「おおた健康プラン（以下「プラン」という。）」の効果的かつ着実な推進をめざし、おおた健康プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) プランの推進状況に関すること。
- (2) 事業の評価に関すること。
- (3) 事業の見直しに関すること。
- (4) 次期プランの検討に関すること。
- (5) その他健康づくり施策に関すること。

(委員の構成及び委嘱)

第3条 推進会議は次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員16人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 保健医療
- (3) 保健衛生
- (4) 地域
- (5) 福祉
- (6) こども
- (7) 産業
- (8) 区民

2 前項第8号に規定する委員のうち2人は、原則として公募委員とする。

3 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、再任を妨げない。ただし、辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定に関わらず、第3条第2項に規定する公募委員の再任は、原則1回までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、その限りではない。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 推進会議には、第2条に規定する事項を検討する専門部会（以下「部会」という。）を必要に応じて設置することができる。

2 部会は、会長が別に指名する者により構成する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、会長が指名する。

4 部会は、推進会議から付託された事項について検討を行い、その結果を推進会議に報告する。

5 部会の運営に関して必要な事項は、健康政策部長が別に定める。

(会議の公開)

第8条 推進会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、会議に関与した者は秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(報償費)

第9条 委員に対する報償費は、別に定める。

(処務)

第10条 推進会議の処務は、健康医療政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、健康政策部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成25年6月10日25保健発第10485号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成26年4月18日26保健発第10103号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成27年4月20日27健づ発第10122号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成29年3月13日28健づ発第11347号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月18日30健健発第12244号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和8年3月26日7健健発第12171号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。